

## 検査委託に関する覚書

東千葉メディカルセンター（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）  
は、乙の患者について甲に検査を委託するにあたり、次の条項により覚書を取り交わすものとする。

（検査の委託）

### 第1条

乙は、患者の診療上必要がある場合に甲に検査を委託するものとする。

2 甲は、乙から検査の委託があった場合、可能な限りこれを受託する。

（検査の内容）

### 第2条

検査の内容は、乙から依頼のあった事項とする。

（検査の費用）

### 第3条

検査の費用は、医科点数表に示された点数に1点10円を乗じた額とする。

2 甲は、検査を受託し実施した時は、当該月分を取り纏めのうえ当月分の請求書を翌月乙に送付し、乙は甲が指定した口座に振り込むものとする。

（有効期間）

### 第4条

本覚書は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、双方に異議がない場合は、有効期間満了の翌日から1年毎、自動的に更新されるものとする。

（覚書の解消）

### 第5条

甲乙いずれかが本覚書の解消を申し出た時は、協議のうえこれを解消出来るものとする。

（協議）

### 第6条

甲乙双方は、信義と誠意をもって本覚書に定めのある事項を履行するものとし、本覚書に定めのない事項は、甲乙協議のうえ決定する。

本覚書は2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

【甲】 東金市丘山台三丁目6番地2  
東千葉メディカルセンター  
センター長 岩立康男

【乙】